

3 議題（１）規約等の変更について

●規約等の改正理由

佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会における佐世保市及び佐々町の連携強化のため、佐世保市及び佐々町にて協議を行った結果、以下のとおり当該協議会の組織体制を見直すこととしたため、「佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会事務局規程」の一部変更を行うもの。

（見直し内容）

- ・佐々町関係部局からの協議会委員の追加（１名→２名）
- ・佐々町企画商工課からの事務局員配置

佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

現 行	改 正（R8.4.1）
<u>佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会事務局規程</u> 平成２６年８月２８日制定 第１章 総則 （職員等） 第３条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。 ２ （略） ３ 事務局員は、佐世保市地域交通課長、地域交通課の職員及び佐世保市地域未来共創部長が指名した職員をもって充てる。	<u>佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会事務局規程</u> 平成２６年８月２８日制定 第１章 総則 （職員等） 第３条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。 ２ （略） ３ 事務局員は、佐世保市地域交通課職員、<u>佐々町企画商工課</u>職員及び<u>事務局長</u>が指名した<u>者</u>をもって充てる。 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和８年４月１日から施行する。</u>

佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会事務局規程

平成26年8月28日制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会規約第11条3項に基づき、佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の財務処理及び庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、佐世保市地域未来共創部長をもって充てる。

3 事務局員は、佐世保市地域交通課職員、佐々町企画商工課職員及び事務局長が指名した者をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他、協議会運営に必要な契約の支出負担行為及び支出に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規程は、平成26年8月28日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年6月29日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年5月30日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和8年4月1日から施行する。